

「さのまるエコ・アクション・ポイント」協力店等 募集要領

この要領は「さのまるエコ・アクション・ポイント」の実施に際し、ポイント付与への協力店及びポイント交換協賛店(事業者)の募集に関する必要な事項を定めたものです。

1 本事業の実施にあたって(事業の背景・根拠)

本市は、令和4(2022)年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティさの」宣言を表明しました。

また、カーボンニュートラルに向けた各種の取組推進にあたっては、特に初期段階において「エネルギーの消費削減」が温室効果ガスの排出量削減に大きな効果をもたらすことから、令和6年3月に策定した「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」における脱炭素シナリオにおいては、まずは「2030年までは徹底した省エネにより温室効果ガス削減を図る」ことを明記しています。

そこで本市では、カーボンニュートラルの実現に向け、今まで関心のなかった市民・事業者等への理解浸透と、主体的な取組促進を図っていくため、市独自の啓発や支援制度等を充実させることで、脱炭素型ライフスタイルの浸透・拡大に向けた行動変容を促していくこととしています。

2 さのまるエコ・アクション・ポイントの概要

(1) さのまるエコ・アクション・ポイントとは

全国の自治体等が推進しているポイントプログラム「エコ・アクション・ポイント※」に佐野市限定のエコアクションを設定して実施するポイント事業の名称です。

※ エコ・アクション・ポイントとは、環境省が推進するエコアクション(環境にやさしい商品の購入やサービスの利用等)に特化した全国共通のポイントプログラムです。

(2) ポイント取得・交換の流れ

① 会員登録

「エコ・アクション・ポイント公式ホームページ」からアプリダウンロード等により会員登録

② エコアクションの実施

指定イベント参加や講座受講、協力店等で地産食材購入やマイバッグを利用する

③ ポイント取得

イベント会場や協力店に掲示されている二次元コード読取り等によりポイント獲得
※同時に各取組による温室効果ガスの削減量が見える化します。

④ ポイント交換

貯めたポイントを環境に配慮した様々な商品や電子マネー・ギフトカード等に交換

※ポイント交換協賛店となることで、新規顧客の獲得することもできます。

(3) 開始時期 令和7年7月1日(火)から運用開始

(4) 対象者 市内在住者及び市内通勤・通学者
市内に店舗・事業所等を有する事業者

(5) 本市で独自設定するエコアクション

本市で開始当初に取組(独自追加)を設定するメニューは下表のとおりです。

区分	番号	アクション名
登録	1	会員登録
イベント・講座 参加	2	環境・SDGs 関係イベントへの参加
	3	環境関係出前講座の申込
	4	環境関係講座・セミナーの受講
補助金の利用	5	省エネ家電購入支援補助金の利用 (エアコン・冷蔵庫・LED照明の3種類)
	6	次世代自動車導入促進補助金の利用
	7	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金の利用
3 R 運動への 協力	8	フードドライブへの協力
	9	みかもエコ・ライブラリーの活用(書籍寄付・書籍利用)
	10	不用品登録制度への登録
	11	資源回収への協力 ・廃食用油回収ボックスの利用 ・使用済み小型家電回収ボックスの利用 ・インクカートリッジ回収ボックスの利用
	12	家庭用生ごみ処理機器の購入
エコ活動	13	地産食品の購入(地産食品購入・地産食材活用の飲食店等利用)
	14	公共交通機関等の活用(自動車以外の手段で移動)
	15	宅配BOXの設置(置き配の利用)
	16	グリーンカーテンの設置
	17	電気使用量の削減
	18	エアコンの適切な温度設定
	19	マイバッグの利用
	20	マイボトルの利用

3 さのまるエコ・アクション・ポイント「協力店」について

(1) 協力店の募集期間

令和7年6月2日(月)から令和7年9月30日(火)まで

※応募状況により期間前に終了又は期間延長となる場合があります。

(2) 協力店の登録要件

次に掲げる全ての要件を満たしている店舗等は、さのまるエコ・アクション・ポイントの協力店として登録することができます。

- ・市内に店舗等を有する事業者であること
- ・市ホームページ等で当事業の協力店としての公表が可能であること
- ・店舗等においてポイント取得用の二次元コードを掲示し、市民等へのポイント付与に協力できること

(3) 協力いただくエコアクション

さのまる・エコ・アクション・ポイント運用開始当初に設定するメニュー（前ページ参照）のうち、協力いただくエコアクションは次のとおりです。

※ 複数選択も可能です。

①「環境・SDGs 関係イベントへの参加」(No. 2)

⇒ 店舗内又は店舗周辺等で上記イベント等の開催を計画・予定している

②「資源回収への協力」(No. 11)

⇒ 店舗内又は店舗外において市指定の廃食用油回収ボックス設置に協力できる

※環境政策課との調整が必要となります。調整後に申請してください。

③「地産食品の購入（販売）」(No. 13)

⇒ 店舗内に地産食品・食材の売場を開設している（地産食品・食材を販売している）

④「地産食品の購入（提供）」(No. 13)

⇒ 飲食店や惣菜コーナー等において地産食材使用の調理メニューを提供している

⑤「マイバッグの利用」(No. 19)

⇒ 会計時にマイバッグとレジ袋を選択制にし、レジ袋減量に取り組んでいる

(4) 協力店の登録方法

① 事前申込

協力店として登録を希望する場合は、事前に「さのまるエコ・アクション・ポイント」協力店登録申込専用フォーム又は登録申込書に必要事項を記載の上、佐野市気候変動対策課あてにメール又は郵送で提出してください。

② 登 録

市は、申込書の提出を受理した場合は、担当課において速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは協力店として登録するとともに、当該申込者に登録が完了した旨通知します。（併せて市ホームページにも掲載します。）

③ 必要物品等の配布

登録が完了した店舗等には、周知用ポスター、チラシ等の必要物品を配布します。必要数を登録後にお申し出ください。なお、物品の在庫には限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

④ 登録の変更・解除

協力店としての登録内容を変更しようとするときは「さのまるエコ・アクション・ポイント」協力店登録（変更）申込書を、登録を解除しようとするときは「さのまるエコ・アクション・ポイント」協力店登録解除申出書に必要事項を記載の上、佐野市気候変動対策課あてにメール又は郵送で提出してください。

⑤ 登録の取消

登録完了後において、協力店の要件を満たさないことが確認された場合、又は市が協力店として不適切であると判断した場合、市は登録を取り消すことができます。

(5) 協力店に登録されたら

協力店になると、本事業によるポイント獲得を目的とした集客が期待できます。本事業の円滑な運営のため、次のような配慮をお願いします。

- ・店舗でのチラシ・ポスター等の掲示、協力店の広報媒体（チラシ・SNS等）を活用した事業の周知にご協力ください。
- ・登録内容に変更等が発生した場合は、速やかにご報告ください。
- ・事業の改善・向上を目的としたご意見等の聴取にご協力ください。
- ・ポイント付与への協力に合わせ、市民等が貯めたポイントと交換できる商品等の協賛が可能な場合は、別途「協賛申出書」の提出にご協力ください。

4 ポイント交換「協賛店（協賛事業者）」について

(1) 協賛店(協賛事業者)の募集期間

令和7年6月2日(月)から令和8年1月30日(金)まで

※応募状況により期間前に終了又は期間延長となる場合があります。

(2) 協賛店(協賛事業者)の登録要件

特に登録要件等はありません。さのまるエコ・アクション・ポイント事業の趣旨に賛同いただける店舗・事業者を広く募集しています。

(3) 協力いただく協賛の登録例

協賛店で使える商品券（割引券）、ノベルティグッズ、ギフトセット、自社開発の環境配慮製品など、事業趣旨に賛同したものであればどのようなものでも結構です。詳しくは、「エコ・アクション・ポイント公式ホームページ」をご確認ください。

(https://www.eco-action.jp/eap_item)

(4) 協賛登録の方法

① 申 込

協賛店(協賛事業者)としての登録に協力いただける場合は、事前に「さのまるエコ・アクション・ポイント」協賛申出書に必要事項を記載の上、佐野市気候変動対策課あてにメール又は郵送で提出してください。

② 登 録

市は、申出書の提出を受理した場合は、担当課において速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、協賛店(協賛事業者)として登録するための掲載資料(写真等)の情報提供を依頼します。資料等をもとに登録が完了したら、その旨を当該申出者に通知します。(完了後に、「エコ・アクション・ポイント公式ホームページ」に登録内容が掲載され、全国の参加者が閲覧できるようになります。)

④ 登録の変更・解除

協力店としての登録内容を変更しようとするときは「さのまるエコ・アクション・ポイント」協賛変更(解除)申出書に必要事項を記載の上、佐野市気候変動対策課あてにメール又は郵送で提出してください。

(5) 協賛店(協賛事業者)に登録されたら

市民が貯めたポイントと交換できる商品等の協賛店(協賛事業者)になると、交換を目的とした来店により、更なる新規顧客の獲得やリピーターの増加、環境問題に積極的に取り組んでいる事業者としての認知度向上が期待できます。

事業の円滑な運営のため、次のような配慮をお願いします。

- ・店舗等でのチラシ・ポスター等の掲示、広報媒体(チラシ・SNS等)を活用した事業の周知にご協力ください。
- ・登録内容に変更等が発生した場合は、速やかにご報告ください。
- ・事業の改善・向上を目的としたご意見等の聴取にご協力ください。
- ・ポイント交換への協賛・協力に合わせ、市民等がポイントを貯めることのできるエコアクション協力店も同時募集しています。協力が可能な場合は、別途「協力店登録申込書」の提出をお願いします。

5 そ の 他

(1) 疑義の調整

本要領に定めのない事項については、市と協力店又は協賛店(協賛事業者)が協議の上、別に定めるものとします。

(2) 本事業に関する問合せ先

佐野市役所市民生活部気候変動対策課

TEL: 0283-85-7302

E-mail: kikouhendou@city.sano.lg.jp

※HPはこちらから

